

交通事故による傷害の施術

いぬい接骨院では交通事故によるムチ打ち損傷や傷害の施術も行っております。主に頸部・背部・腰部痛や、頭痛・しびれ・めまい・耳鳴りなどの症状です。まれに事故のショックや後遺症により神経心理学的な障害（イライラしやすくなる、神経質になる、うつ状態になる、眠れなくなる）が起こります。当院での施術やカウンセリングにより、主な症状からメンタルケアまでできればと思っております。また、必要に応じて医療機関との提携により、MRI・CT・レントゲン等の各種検査も随時行います。交通事故の後遺症は、痛みの機能障害から、その後の生活に支障をきたす恐れがあり、きちんと施術することをお勧めいたします。万が一交通事故にあってしまった場合は、当院にご相談ください。適切な対処とアドバイスをさせていただきます。※施術関係費〔施術にかかった費用および診断書代〕・通院に際しての交通費・休業損害〔労働で得られていたはずの収入〕・慰謝料〔1日の通院に対して、4200円が支払われます。慰謝料の対象は通院日数から施術期間内で決定されます〕などは正当に請求できる権利があります。



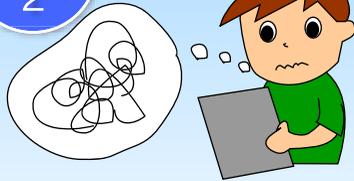
来院から手続き、施術、治癒までの流れ

STEP 1



交通事故にあい、来院。

STEP 2



問診表にご記入下さい。院長が診察し症状の状態や施術方法、施術期間までを説明致します。

STEP 3

重要

保険会社に当院にて施術をしたい旨を伝えていただければ、あとは施術費の負担は患者様にはありません。（来院される前に保険会社に連絡されても結構です）ただし、ある保険会社では、接骨院に通院しようとする、「接骨院では治療できません」と言われ、『整形外科に行ってください』というところもありますが、これは間違いで、接骨院でも自賠責保険・任意保険を使って施術することができます。もし保険会社から『接骨院ではダメ』と言われた場合、当院から保険会社へご連絡いたしますのでご相談ください。

STEP 4

1日でも早く交通事故以前の状態に近づけるように、一緒に頑張りましょう。

- (1) アイシング、マッサージ、電気施術、超音波による鎮痛・消炎治療を致します。
- (2) 固定が必要な場合は、副子や包帯での固定をし、安静が保てるように致します。

STEP 5

保険会社によっては、車やバイクの損傷具合で患者様の症状を勝手に把握し、施術期間を指定してくるところや、施術期間が3ヶ月を超えると症状に関係なく「施術期間が長いですから、そろそろ施術を終えてもどうでしょうか？」と言ってくるところもあります。当院では、治癒もしくは交通事故にあわれる前の症状に戻れるまで、できる限り患者様に協力できるよう努力いたします。また、施術の際に必要な各種事務的処理は、当院のスタッフが対応します。

STEP 6



事故以前の状態に戻り無事に治癒となります。